

第3次基本計画(中間整理)とこうち男女共同参画プラン(仮案)の比較

国の第3次男女共同参画基本計画(中間整理)		こうち男女共同参画プラン(仮案)					
重点分野		その基本的方向	推進方向	取組の展開		担当課室	
				区分	取組の方向	具体的な取組	
第2分野	・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開 3 人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実 4 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	1 男女間の意識を変える	(1) 女性と男性は平等に	◆男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため、情報を収集、整理するとともに、その結果を公表します。		県民生活・男女共同参画課 関係課室
第7分野	・高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	1 高齢者の自立した生活に対する支援 2 障害者の自立した生活の支援 3 外国人への支援 4 貧困等様々な困難を抱える人々への対応			◆県の取り組みが、男女平等社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取り組みが行われるよう要請します。		県民生活・男女共同参画課
第13分野	・地域における男女共同参画の推進	1 高齢者の自立した生活に対する支援 2 障害者の自立した生活の支援 3 外国人への支援 4 貧困等様々な困難を抱える人々への対応			◆年齢、性別等に関わらず個人として、その人権が尊重される社会づくりを進めます。		全課室 人権課 人権教育課 幼保支援課 県民生活・男女共同参画課
第2分野	・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	(1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し) 2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開 3 人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実 4 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	テーマ1 意識を変える	(1) 家庭では	◆家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どもの時期からの男女共同参画を進めます。		人権課 県民生活・男女共同参画課 健康づくり課 高齢者福祉課 生涯学習課
第3分野	・男性・子どもにとっての男女共同参画	1 男性にとっての男女共同参画 2 男性の家庭・地域への参画 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成 4 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現			◆家庭生活に関する学習機会を提供し、男性の家庭生活への参画や日常生活の自立を促します。		人権課 県民生活・男女共同参画課 健康づくり課 高齢者福祉課 生涯学習課
第10分野	・男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 男女平等を推進する教育・学習 2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実 3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			◆子どもの時期から男女の平等意識をはぐくんでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実します。		小中学校課 高等学校課 特別支援教育課
第9分野	・生涯を通じた女性の健康支援	(1 生涯を通じた男女の健康の保持増進) 2 妊娠・出産等に関する健康支援 (3 健康をおびやかす問題についての対策の推進) (3-2 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進) (4 性差医療の推進) (5 医療分野における女性の参画の拡大) (6 生涯にわたるスポーツ活動の推進)			◆教職員等に対する男女平等の意識啓発を進めます。		教育政策課
第1分野	・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1政治) (2司法) 3行政(国、地方公共団体、審議会、政府関係機関等) (4経済活動を行っている団体(企業、経済団体、労働組合、協同組合等)) 5上記以外の分野(教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等)			◆性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。		健康づくり課 生涯学習課
第13分野	・地域における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり 2 地域生活 3 まちづくり・観光 (4 防災) (5 環境)			◆PTA活動など男女がともに子どもに関わる取組を進めます。		生涯学習課
第13分野	・地域における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり 2 地域生活 3 まちづくり・観光 (4 防災) (5 環境)			◆職場における男女平等の視点に立った研修など、職場の意識啓発を促します。		経営支援課 協同組合指導課 水産振興課 人権課 生涯学習課 行政管理課 教育政策課 警務課 雇用労働政策課
第13分野	・地域における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり 2 地域生活 3 まちづくり・観光 (4 防災) (5 環境)	◆地域における意識啓発を進めるとともに、さまざまな活動に男女共同参画を促します。	(4) 地域では		県民生活・男女共同参画課 生涯学習課 人権課	

第3次基本計画(中間整理)とこうち男女共同参画プラン(仮案)の比較

国の第3次男女共同参画基本計画(中間整理)		こうち男女共同参画プラン(仮案)				
重点分野	その基本的方向	推進方向	取組の展開			担当課室
			区分	取組の方向	具体的な取組	
第4分野 ・雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 2 非正規雇用における雇用環境の整備 3 ポジティブ・アクションの推進 4 女性の能力発揮促進のための支援 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援 6 M字カーブの解消に向けた取組の推進	テーマ2 場をひろげる	1 働く場をひろげる	(1) 機会と待遇	◆職域拡大を促進し、働く意思のある者の雇用の場を広げます。	雇用労働政策課 人権課
					◆男女の平等な待遇を促します。	雇用労働政策課 人権課
◆企業におけるポジティブ・アクションを奨励します。	雇用労働政策課					
第6分野 ・活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり			(2) 能力開発と就業条件	◆女性の職業能力を高め、広げるよう、能力開発を支援します。	雇用労働政策課
					◆多様な働き方ができる就業の場を広げます。	雇用労働政策課
(3) 家族労働	◆家族労働における就業条件や環境を整えます。 ◆活力ある農山漁村の実現に取り組みます。				環境農業推進課	
	◆女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。	経営支援課 協同組合指導課 水産振興課 環境農業推進課 商工政策課 森づくり推進課 県民生活・男女共同参画課				
第1分野 ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1政治) (2司法) 3行政(国、地方公共団体、審議会、政府関係機関等) (4経済活動を行っている団体(企業、経済団体、労働組合、協同組合等)) 5上記以外の分野(教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等)	2 政策・方針決定への参画の場をひろげる	(1) 行政への参画	◆県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。	県民生活・男女共同参画課 関係課室(審議会設置課室)	
				◆女性県職員の登用や活用を一層進めます。	人事課 教育政策課 警務課	
◆市町村における男女共同参画の取り組みを支援します。	県民生活・男女共同参画課 人権課 人権教育課 市町村振興課					
第6分野 ・活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備) (3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり)			(2) 団体・組織への参画	◆企業、各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。	経営支援課 協同組合指導課 環境農業推進課 水産振興課
					(3) 地域活動等への参画	◆男女共同参画の視点に立った地域活動が行われるように、市町村とも連携をとって啓発活動を進めるとともに、地域活動やボランティア活動等の情報提供を充実し、幅広い県民の参加を促します。
第13分野 ・地域における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり 2 地域生活 3 まちづくり・観光 (4 防災) (5 環境)					

第3次基本計画(中間整理)とこうち男女共同参画プラン(仮案)の比較

国の第3次男女共同参画基本計画(中間整理)		こうち男女共同参画プラン(仮案)				
重点分野	その基本的方向	推進方向	取組の展開			担当課室
			区分	取組の方向	具体的な取組	
第5分野	・男女の仕事と生活の調和	テーマ3 環境を整える	1 仕事と生活の調和	(1) 家庭や地域における子育て・介護環境	◆子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実します。	児童家庭課 少子対策課 幼保支援課 県民生活・男女共同参画課 生涯学習課
第3分野	・男性・子どもにとっての男女共同参画				◆介護における男女の共同参画を促すとともに、地域における介護の支援策を充実します。	高齢者福祉課 地域福祉政策課 県民生活・男女共同参画課
第7分野	・高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備			(2) 雇用の場における子育て・介護環境	◆子育てや介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。	雇用労働政策課 行政管理課
第4分野	・雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保				◆子育てや介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実します。	雇用労働政策課 行政管理課
第13分野	・地域における男女共同参画の推進			(3) 女性も男性も家庭や社会活動に参画しやすい環境	◆ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。	雇用労働政策課
					◆家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。	生涯学習課 地域福祉政策課 県民生活・男女共同参画課
					◆様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。	
第9分野	・生涯を通じた女性の健康支援			(1) 自己決定の尊重	◆女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。	健康づくり課 生涯学習課
第5分野	・男女の仕事と生活の調和				(2) 生涯を通じた健康支援	◆女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。
第3分野	・男性・子どもにとっての男女共同参画			◆子育てや介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実します。		

第3次基本計画(中間整理)とこうち男女共同参画プラン(仮案)の比較

国の第3次男女共同参画基本計画(中間整理)		こうち男女共同参画プラン(仮案)				
重点分野	その基本的方向	推進方向	取組の展開			担当課室
			区分	取組の方向	具体的な取組	
第8分野 ・女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 3 性犯罪への対策の推進 4 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 5 売買春への対策の推進 6 人身取引対策の推進 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 8 メディアにおける性・暴力表現への対応	テーマ3 環境を整える 3 女性に対する暴力の根絶やメディアにおける人権の尊重	(1) 女性に対する暴力の根絶	◆女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めま		県民生活・男女共同参画課 生活安全企画課 警務課
	第12分野 ・メディアにおける男女共同参画の推進					
第11分野 ・科学技術・学術分野における男女共同参画	1科学技術・学術分野における男女共同参画 2女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり 3女子学生・生徒の理工系分野の選択促進					
第14分野 ・国際規模の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	1国際的協調・条約等の積極的遵守 2男女共同参画の視点に立った国際貢献 3対外発信機能の強化					